



# 「NECグループ団体保険」とは…

会社の福利厚生の一環として運営されている「NECグループ社員」のための保険制度です。従業員の皆さまが安心して働くための自助努力をお手伝いするよう、さまざまなプランをご用意しております。是非ともこの機会にご家族皆さままでのご加入をご検討ください。

募集締切	自由グループ保険 …… 12月10日
	安心丸
	NECゴルファー保険 …… 10月31日
	NEC長期休業サポート

- スケールメリットを活かした団体保険制度  
たくさんの従業員が働くNECグループの皆さまだけがご加入できる制度です。
- お手頃な保険料  
自由グループ保険(生命保険)についてはお手頃な保険料を設定。  
安心丸(ケガ・病気・その他の保険)については傷害部分約46%、疾病部分約40%の割引を適用。

従業員の皆さまお一人おひとりに合った保険プランを親切・丁寧に提案させていただきます。どうぞお気軽にお問合わせください。

**募集概要** ・Web画面にてお手続きをされる場合は、本パンフレットの記載のうち、「加入申込票」を「Web画面」に、「記入」・「記名」を「入力」に読み替えてください。

募集要領	
保険期間	2024年11月26日 午後4時～2025年11月26日 午後4時(1年間)
書類提出締切日	2024年10月31日(木)
加入申込票提出先	各社指定のご提出先または NECファシリティーズまでご送付ください NECファシリティーズの宛先は本パンフレット(裏表紙)に掲載しています
保険料払込方法	2025年1月の給与より毎月控除させていただきます(月払)
中途加入できます	
●中途加入申込票提出締切日：締切日は各会社によって異なりますので詳細はNECファシリティーズにお問合わせください。 ●中途加入補償開始日：上記締切日の同月26日午前0時より(保険の終期はいずれの場合も2025年11月26日午後4時となります。)	

## CONTENTS

住友生命保険相互会社取扱い …… P2

○自由グループ保険(無配当団体定期保険)

NECファシリティーズ取扱い …… P14

- 安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))
- NECゴルファー保険(団体総合生活補償保険)
- NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)

〈その他の主な取扱商品〉

- 団体扱自動車保険
- 団体扱火災保険

## ○自由グループ保険

自由グループ保険とは、万一(死亡または高度障害等)に備える生命保険です。

死亡保障 **1000万円**の場合

概算保険料月額

**700円** ※1

で  
ご加入いただけます!

入院保障特約に加入いただくと、死亡はもちろん、

病気やケガによる

**入院**

も  
カバーできます!

※1:15歳～35歳男性の概算保険料です。(P3・4をご参照ください)  
実際の保険料は、申込締切後に確定しますので、記載の保険料とは異なることがあります。

## 申込書の記載・提出について

※出向者の方は、出向元会社にご提出ください。

- 日本電気  
第一次締切日:10月31日(木) / 第二次締切日:12月10日(火)  
申込書提出先…NECビジネスインテリジェンス株式会社 人事サービス統括部 NEC生保担当  
文書メール番号:〒22-JS050 内線:8-374-4500 外線:050-3757-6186  
住所:〒211-8601 神奈川県川崎市中原区下沼部1753  
《住友生命職域担当者も受付いたします》
- 上記以外の各社  
第一次締切日:10月31日(木) 申込書提出先…各社総務(人事)部門  
第二次締切日:12月10日(火) 申込書提出先…住友生命職域担当者

## その他のお問い合わせ

住友生命保険相互会社 法人サービス室 電話番号:0120-357224  
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

※安心丸などNECファシリティーズ取扱いの保険のお問い合わせ先は、裏表紙をご確認ください。

## 自由グループ保険の特徴

NECグループ会社のスケールメリットを活かした  
**お手頃な保険料**

1年毎にライフサイクルに合わせて  
**保障額を変更可能**

健康で正常に勤務していれば  
**簡単なお手続きでお申込み可能**

### 保険料について

現在ご加入されている本人・配偶者の方で71歳以上(生年月日がS29.10.1以前)の方および、お子さまで23歳以上(生年月日がH14.10.1以前)の方は2025年4月1日より年齢超過のため自動的に脱退となります。

本人と配偶者のコースと保険料				主契約									
				本人				配偶者					
死亡または高度障害保険金額 (円)				100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万	1000万
概算保険料月額 (円)	15歳から35歳まで	H1.10.2 ~ H22.10.1 生	男性	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700
			女性	61	122	184	245	306	367	428	490	551	612
	36歳から40歳まで	S59.10.2 ~ H1.10.1 生	男性	86	173	259	345	432	518	604	690	777	863
			女性	81	163	244	326	407	488	570	651	733	814
	41歳から45歳まで	S54.10.2 ~ S59.10.1 生	男性	104	208	311	415	519	623	727	830	934	1,038
			女性	96	192	288	384	480	576	672	768	864	960
	46歳から50歳まで	S49.10.2 ~ S54.10.1 生	男性	123	246	369	492	615	738	861	984	1,107	1,230
			女性	114	227	341	454	568	681	795	908	1,022	1,135
	51歳から55歳まで	S44.10.2 ~ S49.10.1 生	男性	143	286	428	571	714	857	1,000	1,142	1,285	1,428
			女性	129	258	388	517	646	775	904	1,034	1,163	1,292
	56歳から60歳まで	S39.10.2 ~ S44.10.1 生	男性	160	319	479	638	798	958	1,117	1,277	1,436	1,596
			女性	141	281	422	563	704	844	985	1,126	1,266	1,407
61歳から65歳まで	S34.10.2 ~ S39.10.1 生	男性	174	348	521	695	869	1,043	1,217	1,390	1,564	1,738	
		女性	150	301	451	602	752	902	1,053	1,203	1,354	1,504	
66歳から70歳まで	S29.10.2 ~ S34.10.1 生	男性	198	396	595	793	991	1,189	1,387	1,586	1,784	1,982	
		女性	160	319	479	638	798	958	1,117	1,277	1,436	1,596	

- ⚠️ **記載の保険料は概算保険料です。**実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、入院保障特約・お子さまの保険料は確定保険料となっています。
- **保険料は毎年更新日に見直されます。**
- **記載の年齢は、保険年齢を使用しています。**保険年齢は、更新日(2025年4月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

### ご加入例

#### 本人タイプ

独身者でも、社会人の責任として保険をはじめませんか!

死亡または高度障害保険金額 **1000万円**

●本人 (男性28歳)

死亡または高度障害保険金額 **1000万円** + 入院給付日額 **5,000円** + 入院保障充実給付金額 **25,000円**

概算保険料月額 **700円** (1日あたり約24円)

概算保険料月額合計 **1,610円** (1日あたり約54円)

#### 家族タイプ

家計にやさしい保険料で家族みんなをサポートします!

死亡または高度障害保険金額 + 入院給付日額 + 入院保障充実給付金額 + 概算保険料月額

●本人 (男性38歳) **1000万円 + 5,000円 + 25,000円 1,898円**

●配偶者 (女性34歳) **400万円 + 5,000円 + 25,000円 1,185円**

●お子さま (5歳) **200万円 + 3,000円 + 15,000円 660円**

概算保険料月額合計 **3,743円** (1日あたり約125円)

⚠️ 加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細 P8 契約概要「加入に際しての留意事項」▶

主契約								入院保障特約					
本人								入院保障特約					
本人								入院保障特約					
本人								入院保障特約					
1500万	2000万	2500万	3000万	3500万	4000万	4500万	5000万	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
918	1,224	1,530	1,836	2,142	2,448	2,754	3,060	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,295	1,726	2,158	2,589	3,021	3,452	3,884	4,315	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,221	1,628	2,035	2,442	2,849	3,256	3,663	4,070	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,557	2,076	2,595	3,114	3,633	4,152	4,671	5,190	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,440	1,920	2,400	2,880	3,360	3,840	4,320	4,800	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,845	2,460	3,075	3,690	4,305	4,920	5,535	6,150	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,703	2,270	2,838	3,405	3,973	4,540	5,108	5,675	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,142	2,856	3,570	4,284	4,998	5,712	6,426	7,140	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
1,938	2,584	3,230	3,876	4,522	5,168	5,814	6,460	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,394	3,192	3,990	4,788	5,586	6,384	7,182	7,980	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,111	2,814	3,518	4,221	4,924	5,628	6,332	7,036	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,607	3,476	4,345	5,214	6,083	6,952	7,821	8,690	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,256	3,008	3,760	4,512	5,264	6,016	6,768	7,520	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,973	3,964	4,955	5,946	6,937	7,928	8,919	9,910	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま
2,394	3,192	3,990	4,788	5,586	6,384	7,182	7,980	100万	200万	300万	400万	本人・配偶者	お子さま

- **主契約について**  
現在記載の保険金額以外でご加入の方は、上記コースから選択のうえお手続きください。ただし、66歳以上(生年月日がS34.10.1以前)の方は現在ご加入の保険金額以下のコースから選択してください。(増額はできません。)
- (注) 55歳以上(生年月日がS45.10.1以前)の方は、保険金額3500万円以上のコースにはご加入できません。  
55歳以上(生年月日がS45.10.1以前)の方で現在3500万円以上のコースにご加入の方は、3000万円以下に減額していただきますようお願いいたします。該当者で申込書の提出がない場合は3000万円に自動減額となります。

現行制度に加入の方で加入内容を変更されない場合は申込書の提出は不要です

# 入院保障特約

この機会に是非加入をご検討ください。

## 特徴

- 1 継続した2日以上入院で1日目から入院給付金が支払われます！
- 2 継続した1回の入院につき、入院給付日額の5倍の金額が入院保障充実給付金として支払われます！
- 3 疾病・不慮の事故による入院の両方に対し、保障をご準備いただけます！
- 4 医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます！
- 5 団体加入によるスケールメリットを活かしたお手頃な保険料です！

## お支払例

継続した2日以上入院で1日目から入院給付金をお支払い  
継続した1回の入院につき、**入院保障充実給付金**  
(入院給付日額の5倍)をお支払い

入院給付日額5,000円にご加入  
病気で1泊2日の入院をされた場合

疾病入院給付金 5,000円×2日=10,000円  
+  
入院保障充実給付金 5,000円×5=25,000円  
= お支払金額 **35,000円**

入院給付金の通算支払限度日数は**1000日**となります。

## ご留意事項

- 入院保障特約のみの加入はできません。必ず主契約とセットで加入してください。
- 現行制度に加入の方で加入内容を変更されない場合は申込書の提出は不要です。

## 生命保険 自由グループ保険(無配当団体定期保険) Q&A

Question	Answer
自由グループ保険はどのような保険なのですか？	いわゆる生命保険です。NECグループのスケールメリットを活かしたお手頃な保険料で加入いただけます。1年ごとに更新するので見直しも簡単です。
いくら保障額から申込みできますか？	本人・配偶者・お子さまともに 保険金額 100万円からお申込みいただけます。 ≪保険料例≫ ●本人(男性 28歳)・保険金額 100万円 ⇒ 概算保険料月額：70円
みんなどれくらいの保障額に加入しているのですか？	NECグループ自由グループ保険の平均加入保険金額は 男性：約 1287万円 女性：約 662万円です。(2024年4月1日現在)
いつでも加入申込みができますか？	4月(更新月)の他、7月・10月・1月もご加入いただけます。詳細は住友生命の職域担当者へお問い合わせください。
税制のメリットはありますか？	加入者が負担した保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。
そもそも生命保険は何のためにあるのですか？	私たちは普段、元気に生活していますが、いつ起きかわからない「まさか」のときの事態を考えなければなりません。そのような「まさか」のときには、お金の心配がつきものです。「生命保険」の役割は、必要となる費用をあらかじめ準備できることにあります。とくに、死亡した場合や入院した場合に家族や自分自身がお金の心配をしなくて済むように！

## 加入(変更)申込書の記入要領

記入事項を訂正または抹消されるときは、=(二重線)を引いて、訂正署名(漢字フルネーム)または訂正印を押印してください。  
※記入に際して、黒ボールペンでご記入願います。 ※加入(変更)申込書をコピーして控えを保管してください。

The form shows a sample application for a family consisting of a husband, wife, and child. It includes fields for personal information, insurance amounts, and medical history. Red annotations highlight key areas: 1. Application date, 2. Family code, 3. Insured names, 4. Insurance amounts, 5. Death insurance beneficiary, 6. Spouse/child signature. A vertical note on the left says '配偶者の方もお子さまも同様にご記入ください' (Please also fill in for spouse and child). A table at the bottom lists medical conditions and their corresponding insurance amounts.

- 1 申込日(告知日)は必ずご記入ください。
- 2 桁数を確認のうえご記入ください。
- 3 カタカナでご記入ください。  
※「エ・コ・ユ」「シ・ツ」「ア・マ」「ク・ワ」「ソ・リン」は、わかりやすくご記入ください。
- 4 加入案内用資料を参照のうえ、ご希望の保険金額(入院日額)を [ ] 円( [ ] 円)欄にご記入ください。  
※「NECピースなカタログ」3~4ページに記載の保険金額をご記入ください。
- 5 本人・配偶者の方は死亡保険金受取人を被保険者のご家族からお1人ご指定ください。(受取人を変更されるときも同様です。)受取人を法定相続人とされると、死亡保険金請求時に戸籍取寄せ等の手続きが煩雑となりますので受取人は必ずご指定ください。  
※お申し込みにあたっての注意事項  
この申込書で死亡保険金受取人を変更される場合、変更の効力は申込書面に記載の「ご加入(変更)年月」からとなります。死亡保険金受取人を「ご加入(変更)年月」より前に変更される場合、団体窓口にお申し出のうえ「被保険者内容変更通知書」で別途手続きください。
- 6 漢字フルネームでご署名ください。  
ご本人は、配偶者やお子さまのみの加入・変更の手続きを行う場合も、必ずご署名ください。配偶者や成年したお子さまは、ご加入(増額)・受取人変更のいずれかの手続きを行う場合は、それぞれご署名ください。  
(お子さまが未成年の場合、親権者をご署名ください。)  
※ご本人と配偶者が同一筆跡の場合など、代筆が考えられる場合には、確認させていただくことがあります。

## 告知についての注意事項

告知事項のすべてに該当しない場合のみ、ご加入(増額)をお申し込みいただけます。

以下をご確認のうえ、告知事項のすべてに該当しない場合には、告知事項に対する回答として告知欄の「すべていいえ」を○で囲んでください。

### ①「検査」とは

医師の指示による検査を行った場合、該当となります。健康診断・がん検診・人間ドック・妊婦検診等の定期検診につきましては、「(医師の)検査」には含まれません。

### ②「2週間以上の期間」「7日間以上の期間」とは

以下の例に該当する場合など、一連の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受け、転医・転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。)

【例】・受診は2日であっても、その間が2週間以上・7日間以上の場合  
・1回の受診で2週間以上・7日間以上の投薬をうけた場合

## ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、**保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。**

## 契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

### 1 団体定期保険のしくみ

- 役員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当社が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額・給付金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。

### 2 加入対象者（年齢は2025年4月1日（更新日）現在の表示）

- 【**本人**】日本電気株式会社およびグループ会社の役員・従業員で 満14歳6か月超65歳6か月以下（継続加入のときは満70歳6か月以下）の方
- 【**配偶者**】本人の戸籍上の配偶者で 満18歳以上65歳6か月以下（継続加入のときは満70歳6か月以下）の方
- 【**お子さま**】満2歳6か月超22歳6か月以下の方  
※お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。

### 3 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日（保障開始日）	4月1日
保険期間	2025年4月1日 から 2026年3月31日 までの1年間 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。

### 4 支払われる保険金など（保障の内容）

■主契約 以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
1 死亡保険金 <sup>(注1)</sup>	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約	団体定期保険 こども特約
2 高度障害保険金 <sup>(注1)</sup>	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態 <sup>(※)</sup> になられたとき		

(注1) 死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

■入院保障特約 主契約に加入される場合に、以下の保障がセットになった入院保障特約をお申込みいただけます。

給付金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
3 災害入院給付金 <sup>(注2)</sup>	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故 <sup>(※)</sup> による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に入院 <sup>(※)</sup> を開始され、継続して2日以上入院されたとき	団体定期保険 入院保障特約	団体定期保険 こども 入院保障特約
4 疾病入院給付金 <sup>(注2)</sup>	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発病した疾病を直接の原因として、継続して2日以上入院されたとき		
5 入院保障充実給付金 <sup>(注3)</sup>	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき		

(注2) 1回の入院の支払日数は災害入院・疾病入院で各120日を限度（更新前の支払日数を含む）、また災害入院・疾病入院を通算して1000日を限度とします。なお、通算支払日数が1000日に達したときは、それ以降入院された場合、入院保障充実給付金も支払われません。

(注3) 継続した1回の入院につき入院給付日額の5倍の金額が一時金として支払われます。

(※)「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」について [詳細 P12 支払に関する補足説明](#) ▶

\*上記の特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。

**!** 保険金などが支払われない場合がありますので、[詳細 P10 注意喚起情報「⑤保険金などが支払われない場合について」](#) ▶

### 5 保険金などの受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は本人となります。） [本人について P7 契約概要「②加入対象者」](#) ▶  
※受取人を法定相続人とされまると、死亡保険金請求時に戸籍取寄せ等の手続きが煩雑となりますので、受取人は必ず指定してください。  
※高度障害保険金および給付金は保障の対象となる方が受取人です。

### 6 配当金

無配当団体定期保険のため、配当金はありません。

### 7 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。 [詳細 P9 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」](#) ▶

### 8 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

### 9 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。（第1回目は4月分給与から）

## 加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても、保険金などは支払われません。 [加入対象者について P7 契約概要「②加入対象者」](#) ▶
- 入院保障特約のみの加入はできません。必ず主契約とセットで加入してください。
- 満65歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額・給付金額を増額できません。また、新たに入院保障特約に加入することはできません。
- 保険期間中での任意脱退は、原則としてできません。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
  - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
  - ・本人より高い保険金額・給付金額のコースには加入できません。
  - ・入院保障特約に加入される場合には、必ず本人も入院保障特約に加入してください。
  - ・加入対象となるお子さまは、全員お申込みください。
  - ・お子さまの入院給付日額は、本人が加入した入院給付日額の6割以下としてください。

## 保険金の年金受取り（団体定期保険年金払特約）

保険金の支払事由が生じたとき、保険金受取人のご希望により一時金受取りに代えて保険金の全部または一部を年金の方法で受け取ることができます。年金受取りのための原資を年金基金として設定します。詳しくは年金基金設定時にご案内します。

◆確定年金で、5～20年（5年きざみ）の中から選択いただけます。また、次の2つの型よりいずれかを選択していただけます。

- 定額型…第2年度以後の年金額は初年度の年金年額と同額とします。
- 通増型…第2年度以後の年金額は初年度の年金年額の一定割合額（3%）を増額します。

◆初年度年金年額が48万円未満となった場合は、一時金でのお支払いとなります。

◆年金のお支払回数は年4回となります。

※お子さまコースは対象外です。

## 税務について

■加入者が負担した保険料はそれぞれ以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

主契約・こども特約保険料	一般生命保険料控除
入院保障特約・こども入院保障特約保険料	介護医療保険料控除

■保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。

※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。  
※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。

■高度障害保険金および給付金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023年11月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

## 注意喚起情報

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。  
※増額を申し込む場合は、本文中の“加入”を“増額”と読み替えてください。

### 1 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

### 2 申込み時 告知に関する重要事項について

#### □ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。  
※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。  
※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

#### □ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当社の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただけただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。

#### ⚠️ □ 正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

### 3 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当社の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

### 4 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者・お子さま 本人が脱退された場合  
離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合<sup>(※)</sup>  
(※)保険期間中に加入対象でなくなったお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当社担当者または11ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。



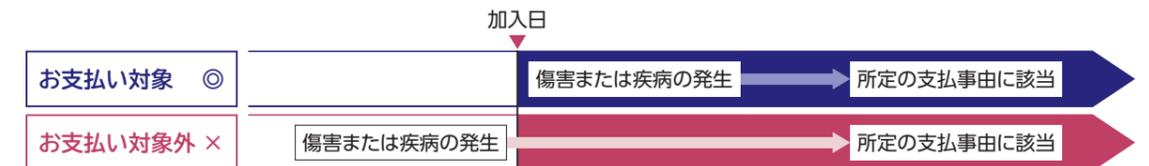
### 5 請求時 保険金などが支払われない場合について

次のような場合には、保険金などが支払われないことがあります。

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りません。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。ただし、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



■契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などを不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合  
※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

■契約者、加入者または保険金（給付金）受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■保険金などの下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"><li>・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。</li><li>・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害</li><li>・加入者の故意による高度障害</li><li>・戦争その他の変乱による死亡または高度障害</li></ul>
給付金	<ul style="list-style-type: none"><li>・加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき</li><li>・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき</li><li>・加入者の犯罪行為によるとき</li><li>・加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</li><li>・加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li><li>・加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき</li><li>・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li><li>・加入者の薬物依存によるとき</li><li>・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき</li></ul>

## 支払に関する補足説明

保険金などをお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。P7 契約概要「④支払われる保険金など(保障の内容)」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」について、以下のとおり補足説明します。

### ●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても(杖歩行やスプーン等を用いての食事など)下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」である必要がありますので、一時的に左記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

### ●不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火焰(かえん)による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症(治療の原因が疾病によるものを除く)

### ●入院【ご留意いただきたい点】

#### 【支払対象となる入院】

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限りします。
- 特約の加入日前の傷害または疾病を原因として入院された場合でも、特約の加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、特約の加入日以後に生じた原因による入院とみなします。

#### 【入院保障充実給付金】

- 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を2回以上された場合でも、その入院が継続した1回の入院とみなされる場合は、1回のみ支払われます。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるときのみ支払われます。

#### 【その他ご留意いただきたい点】

- 入院保障特約・子ども入院保障特約の保障対象は入院に限られます。
- 入院給付金の支払対象となった入院の退院日の翌日から180日以内に入院された場合は、**原因を問わず継続した1回の入院とみなします。**ただし、災害による入院と疾病による入院は別入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複して支払われません。災害入院と疾病入院が重複している入院期間は、災害入院給付金が優先して支払われます。
- 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
  - ①不慮の事故以外の外因による傷害を原因とした入院
  - ②不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
  - ③分娩のための入院(異常分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の給付対象となる入院に限りします。)

## 6 請求時 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金が支払われますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金の円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

## 7 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

#### 〈生命保険契約者保護機構〉

- 電話番号:03-3286-2820
- 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 8 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 9 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(法人サービス室)



0120-357224

#### 【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
(祝日・12月31日～1月3日を除く)

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号：590000382
- 契約者名：日本電気株式会社

「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」についての詳細は、P13に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)』にも掲載していますので、ご参照ください。

# 保険金・給付金の ご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。  
ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

## 事例 疾病または不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

A病院にて入院の後、  
手術のためB病院へ転院し、  
その後経過良好につき  
B病院を退院した。



転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。  
転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受け取りいただける可能性があります。

※その他事例は住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命  
ホームページ



## 保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細 P7 契約概要「④支払われる保険金など(保障の内容)」▶

### ■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、契約者を通じてのお手続きとなります。  
ご加入内容から、「お支払事由」に該当する可能性がある場合は、契約者に申し出てください。  
ご不明な点がございましたら、契約者の事務担当者に確認いただくか、P11に記載のフリーダイヤルへお問い合わせください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁  
公的保険ポータル



登録番号 CG2024-0314

# 安心丸

## 安心丸

【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)】

## NEC ゴルファー保険

【団体総合生活補償保険】

## NEC 長期休業サポート

【団体長期障害所得補償保険】

## 「安心丸」3つの特徴

1

NECグループ従業員限定！  
信頼性と割引を両立した  
**福利厚生制度**

2

お得な保険料で  
お財布にもとっても優しい  
最大約**46%**割引！

3

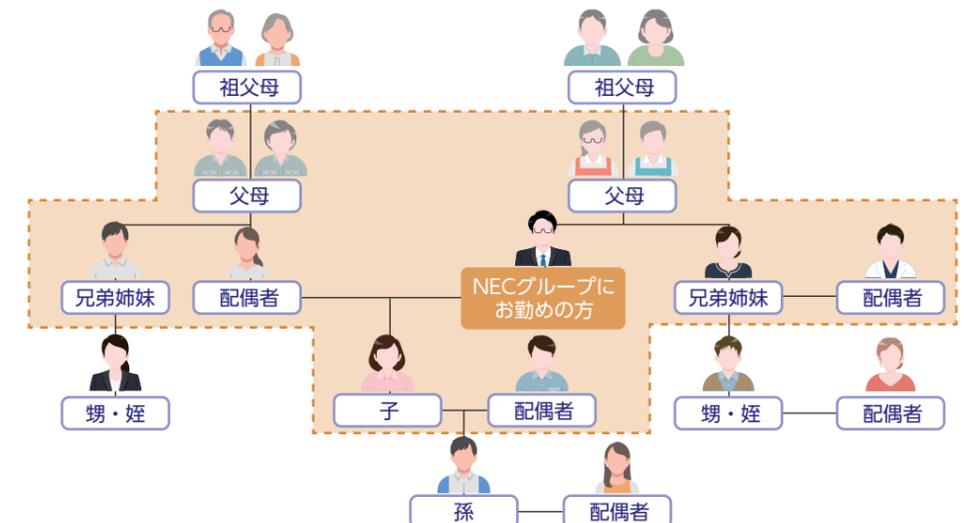
ご本人だけじゃない！  
**ご家族もOK**  
まとめて  
お得に保険加入

### 加入資格・加入対象

保険契約者	日本電気株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。
お申込人となれる方	『日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員』に限ります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心丸・NECゴルファー保険で被保険者(補償の対象者)本人<sup>(*)</sup>となれる方の範囲は、日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および役員・従業員と同居している親族をいいます。)です。(下記被保険者の範囲参照)</li> <li>●NEC長期休業サポートで被保険者(補償の対象者)本人<sup>(*)</sup>となれる方の範囲は、日本電気株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。ただし、非常勤、パート、アルバイト等健康保険の対象とならない方は除きます。</li> </ul> <p>(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。</p>

### 被保険者本人となれる方の範囲<安心丸・NECゴルファー保険>

NECグループにお勤めの方、およびその配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹・同居の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)の方が被保険者となることが出来ます。ご加入(継続)時に被保険者(補償の対象者)を記名いただきます。



(点線)の内は別居の方もご加入いただけます  
(点線)の外は同居が条件となります。  
※親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族であり記載以外の方も対象となる場合があります。

# あなたをお守りするために。

安心丸は、NECグループで働く従業員の皆さまを経済的な面からサポートする保険です。ケガ・病気になってしまったり、思いがけない事故にあってしまった場合治療費や入院費、賠償責任など、さまざまな出費が必要になってまいります。そんな時、『安心丸』が、皆さまの負担を軽減し、安心して生活を送っていただくための、お手伝いをします。また、『安心丸』は、従業員の皆さまだけでなく、そのご家族の皆さまにとっても、支えとなる保険です。相互扶助の精神に基づき、従業員の皆さまが共に支え合うことで安心して働ける職場環境の実現を目指すそれがNECグループ団体保険制度の『安心丸』です。



## 3つの特徴で「あんしん」を皆さまにご提供いたします



### 福利厚生制度であること

NECグループの福利厚生制度として確立している「あんしん」の団体傷害疾病保険



### 最大約46%の割引適用

NECグループのスケールメリットを最大限に生かし充実した「あんしん」補償を低コストでご提供!



### ご本人だけでなくご家族も加入OK

安心丸は、離れて暮らすご家族もご加入いただけます!ご家族の皆さまも「あんしん」して過ごせます。

## 健康に不安のある方へ

### より加入しやすくなっています!

福利厚生制度として、健康状態に不安がある場合も、できるだけ多くの方へ加入いただけるよう見直しました。



## 退職後も「あんしん」を

✓ P30へ

### そのまま継続できます。

定年での退職はもちろん、キャリアが変わっても変わらない「あんしん」をお届けいたします。



# 安心丸って、ほかの保険と何が違うの？

安心丸はNECグループの従業員の相互扶助で成り立っている保険です。  
 一番の魅力は、なんといってもその保険料！  
 NECグループの福利厚生だからこそ実現できる割引率で  
 お財布にも優しいことに加え健康保険制度と組み合わせて、  
 無駄なく、しっかりサポートします。  
 そして、『安心丸』なら、スマートフォンやノートパソコンの破損など、  
 あなたの大切なデバイスもしっかり守ります。  
 ライフスタイルが変化しても、常に最適な補償を提供し  
 退職後も、充実したサービスで安心して過ごすことができます。  
 『安心丸』は、あなたの人生に寄り添う、頼りになるパートナーです。



NECグループのスケールメリットだけではない！健康保険と連動した合理的な保険です！

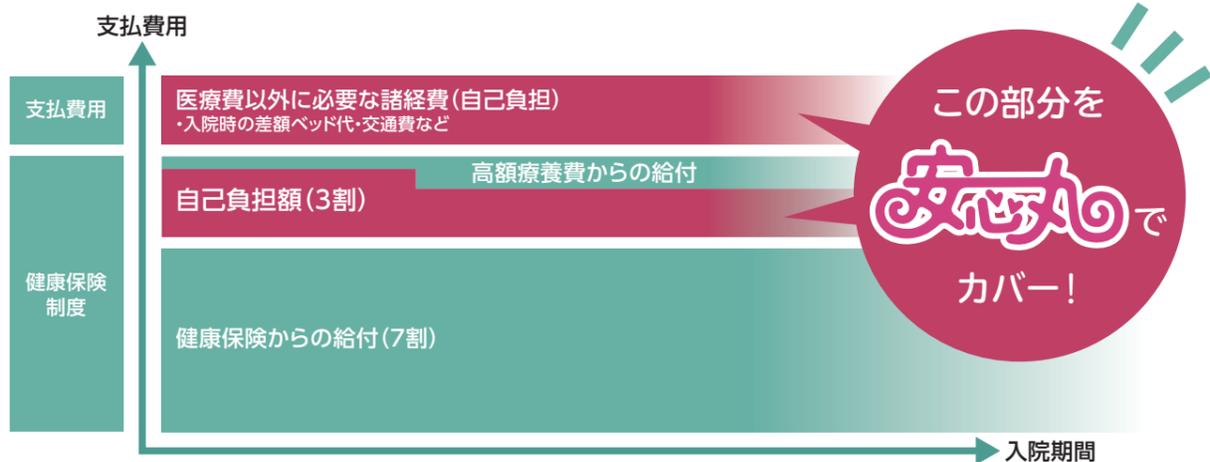


健康保険に入っていれば、医療費は3割負担だし  
 そんなに出費はかからないのでは??



正直、あまりお得を感じないのよねえ。。。  
 そもそもこの保険料が安いのかどうか…  
 よくわからないわ。

## 健康保険制度



※説明のためデフォルメして記載しています。 ※日本電気健康保険組合の加入者は付加給付があります。

## 保険料の金額

そうですね。では具体的な保険料を見ましょう!  
 例えば、ケガ安心コース(Aセット)と同じ内容で加入しようとする  
 割引が適用されていない保険料は毎月約2,070円。安心丸ですと毎月1,130円。  
 その差額は毎月940円。  
 年間にすると11,280円もお得ということになります!  
 保険は一度入ってすぐ解約するものではないので、  
 仮に10年続けていただいた場合  
 なんと10年間で112,800円もお得になります!  
 これが福利厚生制度のメリットです!



# 十人十色のライフスタイル、保険 も十人十色。あなただけの安心丸を!

『安心丸』では、十人十色のライフスタイルに合わせた  
保険設計・見直しをいつでも行うことができます。

例えば、働き盛りの皆さまには、病気やがんのリスクに対して手厚いプランを、  
また、子育て世代の皆さまには、お子さまが独立されるまでの間、賠償責任補償やケガに  
手厚いプランなど、全部で組み合わせはなんと10,000通り以上!

きっとあなたにピッタリなプランが見つかるはず。

自分らしく、生きる保険を見つけることで、

より充実した生活を『安心丸』で準備しませんか?



安心丸(概要)

安心丸(概要)

## 自分らしく、生きる保険を安心丸でカスタマイズ!

### 22才 新入社員も備えはしっかり!

単に加入するだけでなく、安心できる  
補償もきちんと押さえないポイント。  
新生活にも負担の少ない保険料で  
最適な保険を!

→プラン例: Bセット(病気安心コース)



¥1,330

### 30才 そろそろ「がん」のリスクにも準備を

30代は、がんのリスクが増え始める年令。  
健康なうちに加入するのが保険の鉄則!  
治療の選択肢も増やしてさらに安心を。

→プラン例: Cセット(がん倍額コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出  
療養費用保険金補償特約)  
M1(抗がん剤治療特約)



¥2,320(女性の場合)

### 43才 両親や子どもの補償も忘れずに!

離れて暮らすご家族も加入できるのが  
福利厚生制度の魅力!  
高齢になると増えるケガのリスクに備えて  
家族に安心をお届け。

→プラン例: Aセット(ケガ安心コース)  
L1(日常生活賠償特約)  
K2(携行品損害補償特約)



¥1,380

### 55才 過剰な保険を見直そう!

まだまだ出費が多い時期。  
保険料を抑えたいけど、補償はなくしたくない。  
そんなときこそ安心丸の出番です!  
納得の保険料でしっかりカバー

→プラン例: Cセット(がん倍額コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出  
療養費用保険金補償特約)



¥4,150

### 26才 自転車の保険だけがほしい

安心丸なら、日常生活賠償特約はひと月わずか100円。  
手頃な保険料で、確実な補償を準備しましょう。

→プラン例: AXセット(ケガ安心コース)  
L1(日常生活賠償特約)



¥860

### 35才 家の購入を考え始めたらチェック!

住宅ローンとセットの団体信用生命保険。  
死亡補償しがついていないケースもあるため  
ケガや病気で長期間働けなくなってしまった  
場合も収入を補償するプランがおすすめ!

→プラン例: NEC長期休業サポート  
長期補償プラン1口・  
ボーナス補償プラン1口



¥1,012(男性の場合)

### 48才 健康診断で数値が 気になり始めたら

血圧高め?尿酸値も高め?  
生活習慣病等のリスクが高まる年令です。  
告知も簡単なため、今からしっかり準備!

→プラン例: C2セット(がん倍額コース)



¥4,480



# Webで実現!かんたん・スピーディーな保険金請求



保険金請求はWebで簡単・スピーディーに!



## 保険金請求 に必要な書類やタイミングは?

- ✓ 診断書は必要?
- ✓ 治療の途中でも保険金請求できるの?
- ✓ 請求の手順は?

### 必要な書類

〈ケガ〉 不要  
〈病気〉 診療明細書

※保険金のご請求額が30万円を超える場合

診断書 診断書

### 〈携行品〉

修理見積書 写真

請求内容によって、必要書類は変わります。  
なお、診断書の取付費用はお客さまのご負担となります。

### 請求する タイミングはいつ?

治療が終わったら  
なるべくお早めに申請を!

ケガや病気の場合は、治療が終わったらなるべくお早めに申請ください。  
もちろん治療中でもご請求いただけます。  
(※Webでの請求は治療終了後となります。)  
携行品のご請求の場合は修理する前の写真や修理見積書が必要となりますのでご注意ください。

### 保険金請求の流れ

※Web申請が利用できる請求項目はケガ・病気・携行品のみです。それ以外のご請求についてはお手数ですが、お電話にてご連絡ください。



お電話での保険金請求の場合は、下記までご連絡ください。

NECファシリティーズ  
**0570-200666** (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9:00~17:00



## ケガ安心コース

被保険者(補償の対象者)1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象 年齢制限なし

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

約46%適用

### こんなときにお役に立ちます

#### ケガ をしたとき

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



入院1日目から補償

通院



通院1日目から補償

手術



入院の有無に関わらず補償

### 保険金額と保険料

セット名		A	A2	A4	A6	AX	AJ	A2J
保険金額	死亡・後遺障害	580万円	1,120万円	1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円
	入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円
	通院(1日あたり)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円
	手術	入院中の手術	8万円	16万円	24万円	32万円	6万円	8万円
入院中以外の手術		4万円	8万円	12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	○	○	○	×	×
月払保険料	全年令共通	1,130円	2,240円	3,340円	4,430円	760円	1,020円	2,030円

●ケガ安心コースには特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされているため、特定感染症による後遺障害・入院・通院についても補償の対象となります。なお、本特約における団体割引等は、約40%適用です。  
※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2023年11月時点)

約86秒に1人が交通事故で負傷しています。

身近なケガの  
リスクを  
ご存知ですか?



出典 公益財団法人交通事故総合分析センター「2023年中の交通事故発生状況」



# 病気安心コース

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象 2024年11月26日時点で満0才～79才までの方

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分  
約46% 約40%



# がん倍額コース

被保険者（補償の対象者）1人に対して、ケガ・病気安心・がん倍額コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

補償の対象 2024年11月26日時点で満0才～79才までの方

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分  
約46% 約40%

## こんなときにお役に立ちます

**ケガ 病気をしたとき**

- 死亡・後遺障害 ケガのみ補償
- 入院 入院1日目から補償
- 通院 病気は入院前後の通院のみ補償
- 手術 病気は放射線治療も補償

## こんなときにお役に立ちます

**ケガ 病気をしたとき**

- 死亡・後遺障害 ケガのみ補償
- 入院 入院1日目から補償
- 通院 病気は入院前後の通院のみ補償
- 手術 病気は放射線治療も補償
- がん診断保険金 がんの診断を受け治療を開始した場合に補償

○：病気ががんの場合2倍支払

## 保険金額と保険料



セット名		B	B2	B4	B6	BX	BJ	B2J		
ケガ補償	死亡・後遺障害	580万円	1,120万円	1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円		
	病気・ケガ補償	入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円	
		通院(1日あたり) <sup>(※1)</sup>	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円	
		手術 <sup>(※2)</sup>	入院中の手術	8万円	16万円	24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
			入院中以外の手術	4万円	8万円	12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
病気補償	放射線治療	8万円	16万円	24万円	32万円	6万円	8万円	16万円		
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	○	○	○	×	×		
年齢別月払保険料	0～4才	1,460円	2,900円	4,340円	5,770円	1,010円	1,350円	2,690円		
	5～9才	1,360円	2,710円	4,050円	5,380円	950円	1,250円	2,500円		
	10～14才	1,210円	2,410円	3,600円	4,770円	830円	1,100円	2,200円		
	15～19才	1,230円	2,430円	3,640円	4,810円	840円	1,120円	2,220円		
	20～24才	1,330円	2,620円	3,930円	5,210円	920円	1,220円	2,410円		
	25～29才	1,450円	2,870円	4,310円	5,720円	1,000円	1,340円	2,660円		
	30～34才	1,570円	3,100円	4,660円	6,180円	1,100円	1,460円	2,890円		
	35～39才	1,600円	3,180円	4,760円	6,320円	1,120円	1,490円	2,970円		
	40～44才	1,640円	3,240円	4,850円	6,440円	1,150円	1,530円	3,030円		
	45～49才	1,800円	3,570円	5,340円	7,090円	1,270円	1,690円	3,360円		
	50～54才	2,070円	4,110円	6,160円	8,180円	1,470円	1,960円	3,900円		
	55～59才	2,470円	4,920円	7,380円	9,810円	1,770円	2,360円	4,710円		
	60～64才	3,140円	6,250円	9,370円	12,470円	2,280円	3,030円	6,040円		
	65～69才	4,260円	8,490円	12,730円	16,940円	3,120円	4,150円	8,280円		
70～74才	5,820円	11,600円	17,400円	23,160円	4,280円	5,710円	11,390円			
75～79才	8,810円	17,590円	26,380円	35,140円	6,530円	8,700円	17,380円			

※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2023年11月時点)

(※1)疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院

(※2)レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

(※3)被保険者の病気が特約記載のがん(悪性新生物)である場合、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾と因果関係のあるがん以外の病気については対象となりません。なお、がんには上皮内新生物を含みます。

## 保険金額と保険料



がん倍額 =がんの場合2倍お支払い<sup>(※3)</sup>

セット名		C	C2	C4	C6	CX	CJ	C2J		
ケガ補償	死亡・後遺障害	580万円	1,120万円	1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円		
	病気・ケガ補償	がん倍額 入院(1日あたり)	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円	
		がん倍額 通院(1日あたり) <sup>(※1)</sup>	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円	
		がん倍額 手術 <sup>(※2)</sup>	入院中の手術	8万円	16万円	24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
			入院中以外の手術	4万円	8万円	12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
病気補償	がん倍額 放射線治療	8万円	16万円	24万円	32万円	6万円	8万円	16万円		
がん診断保険金	がんの診断を受け治療を開始した場合に補償	100万円								
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	○	○	○	×	×		
年齢別月払保険料	0～4才	1,540円	3,020円	4,520円	5,970円	1,080円	1,430円	2,810円		
	5～9才	1,420円	2,790円	4,170円	5,530円	990円	1,310円	2,580円		
	10～14才	1,260円	2,450円	3,670円	4,850円	860円	1,150円	2,240円		
	15～19才	1,270円	2,470円	3,700円	4,890円	870円	1,160円	2,260円		
	20～24才	1,370円	2,680円	4,010円	5,300円	960円	1,260円	2,470円		
	25～29才	1,570円	3,030円	4,480円	5,920円	1,120円	1,460円	2,820円		
	30～34才	1,780円	3,360円	4,970円	6,540円	1,290円	1,670円	3,150円		
	35～39才	1,930円	3,580円	5,240円	6,860円	1,430円	1,820円	3,370円		
	40～44才	2,130円	3,830円	5,550円	7,230円	1,620円	2,020円	3,620円		
	45～49才	2,560円	4,480円	6,420円	8,330円	1,980円	2,450円	4,270円		
	50～54才	3,080円	5,390円	7,700円	9,990円	2,410円	2,970円	5,180円		
	55～59才	4,080円	6,950円	9,820円	12,660円	3,270円	3,970円	6,740円		
	60～64才	6,080円	9,850円	13,630円	17,380円	5,040円	5,970円	9,640円		
	65～69才	8,310円	13,520円	18,750円	23,960円	6,920円	8,200円	13,310円		
70～74才	11,200円	18,440円	25,700円	32,910円	9,290円	11,090円	18,230円			
75～79才	15,550円	26,970円	38,420円	49,840円	12,600円	15,440円	26,760円			

※安心丸(基本セット)の被保険者数ランキングとなります。(2023年11月時点)

した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(支払対象期間:180日)にお支払いします。

病保険金および疾病長期入院時保険金(オプションの疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約に加入の場合)を2倍にしてお支払いします。ただし、がん

# オプション特約

◎ご加入は被保険者（補償の対象者）1人に対して特約ごとに1セットのみです。  
 ◎年齢は2024年11月26日時点の満年齢です。  
 ◎S1,N1,M1,TB,TBJ,TC,TCJにご加入いただける方は、2024年11月26日時点で満0才～79才までの方です。これらの特約を新たに追加する場合は健康に関する告知が必要です。その際ご回答いただいた健康に関する告知は、特約部分だけではなく、すべての疾病補償に適用されますので、ご注意ください。

NECグループ  
 団体割引等適用

約40%適用

## 医療補償を充実させたい方

保険金をお支払いするとき	オプション名	保険金額	セット名
<b>先進医療等を受けたとき</b> <span style="color:red">病氣・ケガを補償</span> <small>拡大治療・患者申出療養制度を受けるために負担した費用も補償します。先進医療等を受けるための交通費・宿泊費も補償します。(宿泊費は1泊につき1万円限度)</small>	<b>先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約</b>	1,000万円	S1
<b>自分の要介護状態が180日を超えて継続したとき</b>	<b>本人介護 介護一時金支払特約</b> (*1)	300万円	N1
<b>親の要介護状態が180日を超えて継続したとき</b>	<b>親介護 親介護一時金支払特約</b> (*1) (*2)	300万円	PN1
<b>抗がん剤治療を受けたとき</b> <small>抗がん剤治療を受けた月ごとに保険金をお支払いします。</small>	<b>抗がん剤治療特約</b> (*3)	5万円 <small>お支払額は乳がん・前立腺がんの内分泌療法（ホルモン療法）による治療の場合は5万円、それ以外は10万円</small>	M1
<b>90日以上長期入院をしたとき</b>	<b>傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約</b> (*4)	40万円	下記表のとおり

### ●傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約のセット名

傷害/疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約のセット名は、ご加入の基本セットによって異なります。

ご加入の基本セット	ケガ安心コース A・A2・A4・A6・AX	ケガ安心コース AJ・AJ2	病氣安心コース B・B2・B4・B6・BX	病氣安心コース BJ・BJ2	がん倍額コース C・C2・C4・C6・CX	がん倍額コース CJ・C2J
この特約の補償範囲	ケガ補償		ケガ・病氣補償			
セット名	TA	TAJ	TB	TBJ	TC	TCJ

(\*1):介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。  
 (\*2):特約被保険者となる方は基本セットの被保険者本人の親(姻族を含む。)で、被保険者1人につき2名まで設定できます。2024年11月26日時点で満20才～84才までの方がご加入いただけます。ご加入は特約被保険者1名に対して、1セットのみです。同じ特約被保険者(親)に対して、複数の被保険者(子)が重複してセットすることはできません。特約被保険者の年齢に応じた年齢別保険料となります。特約被保険者1人につき、下記保険料となります。(2名を対象とする場合は、2名分の保険料が必要です)  
 (\*3):基本セットがケガ安心コースの方はご加入できません。  
 (\*4):TA・TAJに疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約はセットされません。

### 年齢別月払保険料

セット名	S1	N1	PN1	M1		TA	TAJ	TB	TBJ	TC	TCJ													
				男性	女性																			
0～4才	70円	20円	20円	50円	150円	50円	40円	70円	60円	70円	60円													
5～9才								60円	50円	300円	70円	60円	70円	60円	50円									
10～14才																90円	470円	70円	60円	70円	60円			
15～19才																						130円	1,160円	90円
20～24才				1,980円	2,500円																			
25～29才								2,500円	2,500円	140円	130円	160円	150円											
30～34才														2,320円	2,320円	190円	180円	240円	230円					
35～39才																				2,320円	2,320円	290円	280円	360円
40～44才				2,130円	2,130円																			
45～49才								1,160円	1,160円	880円	870円	1,170円	1,160円											
50～54才														1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円					
55～59才																				1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円
60～64才				1,160円	1,160円																			
65～69才								1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円											
70～74才														1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円					
75～79才																				1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円
80～84才	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円	1,160円																		

## 身の回りのリスクにも対応したい方

保険金をお支払いするとき	オプション名	保険金額	セット名
<b>他人にケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき等</b> <small>国内示談交渉サービス付きで安心です。</small>	<b>日常生活賠償特約</b> (*1)	5億円	L1
<b>外出中に自分の持ち物を不注意で壊したとき等</b>	<b>携行品損害補償特約</b>	30万円(*2) 20万円(*2)	K1 K2
<b>ホールインワン・アルバトロスを達成し祝賀費用がかかったとき等</b>	<b>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</b> (*3)	100万円 60万円 30万円	G1 G2 G3
<b>受託物賠償責任</b> (*4) <small>日本国内で他人から借りた物を不注意で壊したりしたとき等</small> <b>救援者費用等</b> <small>旅行中に遭難し捜索費用がかかったとき等</small> <b>キャンセル費用</b> (*5) <small>病氣入院により海外旅行をキャンセルしたとき等</small>	<b>各種費用補償特約</b>	受託物賠償 30万円 救援者費用等 100万円 キャンセル費用 100万円 20万円 50万円 50万円 10万円 30万円 30万円	H1 H2 H3

(\*1):この特約はセットしたご本人だけでなく、そのご家族も補償されますので補償の重複にご注意ください。ご家族とは、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP36～37をご覧ください。

(\*2):●損害額は1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、通貨・乗車券・宿泊券などについては、1回の事故につき5万円を限度とします。  
 ●自己負担額:3,000円

(\*3):ホールインワン・アルバトロス費用を補償する他のゴルフ保険(NECゴルフ保険を含む)と補償が重複する場合がありますので、ご注意ください。

原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP52をご参照ください。

①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合  
 ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(\*4):自己負担額:5,000円

(\*5):自己負担額:1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうちいずれか高い額

### 月払保険料

セット名	L1	K1	K2	G1	G2	G3	H1	H2	H3
年齢にかかわらず	100円	240円	150円	690円	410円	210円	140円	90円	50円



# NEC 長期休業サポート

ケガや病気などで長期間継続して働けなくなったときの収入を補償

補償の対象 2024年11月26日時点で満18才～59才までの方

NECグループ  
団体割引等

37%適用



もしもの  
時の

## 収入がなくなるリスクに 備えていますか？

こんなときにお役に立ちます

病気やケガで  
長期入院し  
そのまま休職したとき



うつ病となり  
休職したとき※

※所定の精神障害の場合、保険金の支払期間は最長2年です。



もし病気やケガで働けなくなってしまったら



生活費  
家賃  
住宅ローン  
教育費  
...

収入



医療費  
生活費  
家賃  
住宅ローン  
教育費  
...

収入

支出と収入のバランスがとれている！

支出が増え、収入が減ってしまった…

休職が長期間になると、生活の維持が困難に！

収入が減るリスクや、補償内容について  
詳しくはこちらの動画でご説明しています！



### ●会社の休業保障制度

病気やケガで長期にわたり欠勤する場合、欠勤4日目から退職するまで下記の内容で保障されます。(2024年6月現在)

保障対象期間	保障内容
日本電気健康保険組合で 最長3年間	支給開始日から通算1年6か月(傷病手当金・傷病手当付加金) ▶標準報酬日額の80% 傷病手当金支給開始から3年以内で、かつ傷病手当金支給期間満了日翌日からの期間(延長傷病手当付加金) ▶標準報酬日額の2/3

※上記保障のうち傷病手当金以外は、休職期間満了等により中途退職となる場合はその時点で保障はなくなります。(詳細は日本電気健康保険組合のホームページを参照)

## 補償内容とプラン

### 1 長期補償プラン おすすめ

免責期間の日本電気健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当付加金の給付期間終了後から最長60才<sup>(\*)</sup>もしくは3年間のいずれか長い期間まで月収部分を補償するプランです。なお就業規則に基づく退職により給付が中途でなくなった場合、最長60才まで長期にわたって補償されます。  
(\*)60才とは、60才に達する誕生日の前日までをいいます。

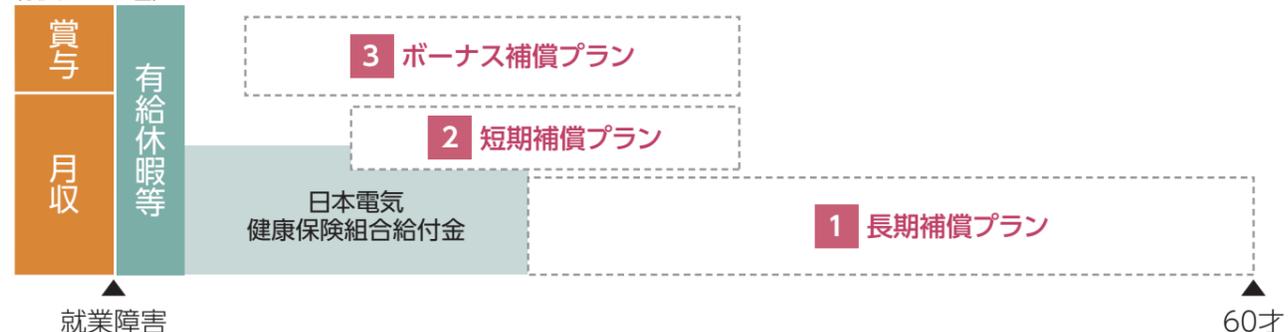
### 2 短期補償プラン

免責期間の589日経過後最長3年間補償されます。なお、その間退職されても、就業障害が続いた場合、補償が継続されます。

### 3 ボーナス補償プラン

日本電気健康保険組合の給付の対象とならないボーナス部分を補償するプランです。免責期間の180日経過後最長4年6か月間補償されます。なお、その間退職されても、就業障害が続いた場合、補償が継続されます。

〈収入イメージ図〉



## 加入方法と月払保険料

- ニーズに合わせてプランをお決めください(各プラン同時にご加入できます)
- プランごとの支払基礎所得額(毎月お支払いする保険金の算出の基礎となる額)の上限を確認します。(右記参照。加入限度口数は7口です。)
- 2で確認した上限の範囲内で、加入口数を決めます。一口あたりの支払基礎所得額は以下の通りです。  
長期補償プラン:10万円 短期補償プラン:2万円 ボーナス補償プラン:5万円

長期補償プラン	現在の年収 ÷ 12 か月の 60% 上限
短期補償プラン	現在の年収 ÷ 12 か月の 10% 上限
ボーナス補償プラン	現在の年収 ÷ 12 か月の 30% 上限

### 1 長期補償プラン おすすめ

(支払基礎所得額1口10万円あたり)

セット名	男性 (BM)	女性 (BF)
18～24才	504円	343円
25～29才	533円	440円
30～34才	619円	602円
35～39才	763円	854円
40～44才	1,052円	1,281円
45～49才	1,370円	1,643円
50～54才	1,506円	1,683円
55～59才	1,629円	1,639円

### 2 短期補償プラン

(支払基礎所得額1口2万円あたり)

セット名	男性 (CM)	女性 (CF)
18～24才	30円	19円
25～29才	34円	24円
30～34才	48円	38円
35～39才	64円	56円
40～44才	90円	90円
45～49才	132円	138円
50～54才	205円	217円
55～59才	328円	329円

### 3 ボーナス補償プラン

(支払基礎所得額1口5万円あたり)

セット名	男性 (AM)	女性 (AF)
18～24才	125円	77円
25～29才	137円	99円
30～34才	190円	152円
35～39才	249円	221円
40～44才	352円	350円
45～49才	509円	531円
50～54才	783円	829円
55～59才	1,235円	1,242円

●いずれのプランにも天災危険補償特約、精神障害補償特約がセットされています。

### ご加入例 ▶ CASE 1

ご加入のプラン	長期補償プラン
年令・性別・年収	38才 男性 年収600万円
支払基礎所得額 計算方法	年収600万円 ÷ 12 × 60% = 30万円 最大3口 × 30万円(1口10万円 × 3)までご加入可能
月払保険料	合計 2,289円(3口ご加入の場合)

### ご加入例 ▶ CASE 2

ご加入のプラン	ボーナス補償プラン
年令・性別・年収	43才 女性 年収900万円
支払基礎所得額 計算方法	年収900万円 ÷ 12 × 30% = 22.5万円 最大4口 × 20万円(1口5万円 × 4)までご加入可能
月払保険料	合計 1,400円(4口ご加入の場合)

### ●お支払い事例

事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>38才男性</li> <li>長期補償プラン3口(30万円)ご加入</li> </ul>
<p>交通事故に遭い、日本電気健康保険組合の給付終了と同時に復帰できず40才で退職。60才まで一切働くことができない状態が続いた。 (所得喪失率:100%)</p>

〈お支払いした保険金〉



●受取保険金合計 = 30万円 × 12か月 × 60才までの20年 = 7,200万円



# NECgolfer保険

ゴルフプレー中のさまざまなリスクを補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 傷害部分以外  
約46% 約40%

## お知らせ

### お引受けについてのご注意

NECグループ団体保険制度はNECグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、魅力ある福利厚生制度として維持・発展させていくために、引受ガイドラインを設けています。

区分	引受ガイドライン
A：モラルリスク ・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B：携行品損害補償特約(K1、K2) 2年間で同種の携行品事故(保険金支払いまたは請求)が3回以上	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りする場合があります。(被保険者単位)
C：傷害通院(各基本セット) 2年間で事故(保険金支払いまたは請求)が5回以上、かつ通算100万円以上	ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。(被保険者単位)

### 自動継続の取扱いについて

- ◆前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- ◆年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、2024年11月26日時点の年令による保険料となりますのでご了承ください。

### ご退職後のお取扱い

ご退職後は、ご退職者さま専用の保険「安心丸(退職者向け)」に移行いたします(一部補償が異なります)。

安心丸(退職者向け)のポイント	Point 1 ご継続に伴う健康に関する告知は不要です*	Point 2 団体割引等はご退職前と同様です	Point 3 病気安心コース・がん倍額コースは満79才までご継続可能です
-----------------	---------------------------------	----------------------------	--

\*補償額を増額される場合など健康に関する告知が必要な場合があります。

### ◆ご退職お手続きの流れ

①ご退職後の連絡先を以下の登録用ホームページにご登録ください

<https://www.necf.jp/retire/>



二次元コードからもアクセスいただけます▶

②手続が必要な保険契約について、NECファシリティーズから手続書類をお送りします

### ご退職後のご継続イメージ



ご退職後のお取扱い詳細については NECファシリティーズへお問合わせください。

### こんなときにお役に立ちます

#### ゴルファー賠償責任補償

ゴルフプレー中に他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させて損害を与え法律上の賠償責任を負ったとき



国内・国外補償

#### ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフクラブを破損したりゴルフ用品が盗まれたとき



国内・国外補償

#### ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で自分がケガをしたとき



国内・国外補償

#### ホールインワン・アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し祝賀費用等がかかったとき



国内のみ補償

### 注意事項

- ・複数の保険(安心丸のホールインワン・アルバトロス費用補償特約を含む)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。
- ・原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP57～58をご確認ください。
  - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
  - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

### 保険金額と保険料

セット名	月払保険料	保険金額					
		ホールインワン・アルバトロス費用(*1)	ゴルファー賠償責任	ゴルフ用品	ゴルファー傷害		
					死亡・後遺障害(*2)	入院1日あたり	通院1日あたり
GS	1,100円	100万円	2億円	60万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GA	760円	60万円	2億円	40万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GB	510円	30万円	2億円	28万円	1,000万円	15,000円	10,000円
GC	300円	—	2億円	26万円	1,000万円	15,000円	10,000円

●ゴルファー傷害入院保険金の支払対象期間中に手術を受けられた場合、1回の手術について、次の額を傷害手術保険金としてお支払いします。  
入院中に受けた手術の場合:150,000円 入院中以外の手術の場合:75,000円

(\*1)保険期間中、何回達成されてもお支払いします。

(\*2)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)  
 <団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険>

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。  
 (\*)保険金額および支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)またはWeb画面でお手続きされる場合は役員・従業員ご自身が、ありのままに正確に漏れなくご回答ください。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約(親介護)	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。  
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.健康に関する告知が必要な方

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約 がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約 抗がん剤治療特約
本人介護補償	介護一時金支払特約(本人介護)
親介護補償	親介護一時金支払特約(親介護)

<団体長期障害所得補償保険>

・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等のお取扱い

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(**)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病したがん(悪性新生物)(**)(***)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病したがん(悪性新生物)(**)(***)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約(親介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(\*\*)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(\*)3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(\*)4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初のがんが発生した場所)をいいます。\*)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(\*)5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

<団体長期障害所得補償保険>

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(\*\*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(\*\*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の「特定疾病対象外」に該当する疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。この

(\*)1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*)2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(\*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
抗がん剤治療特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	
親介護一時金支払特約(親介護)	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

<団体長期障害所得補償保険>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の「特定疾病対象外」に該当する疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。

(\*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

(次ページに続きます。)

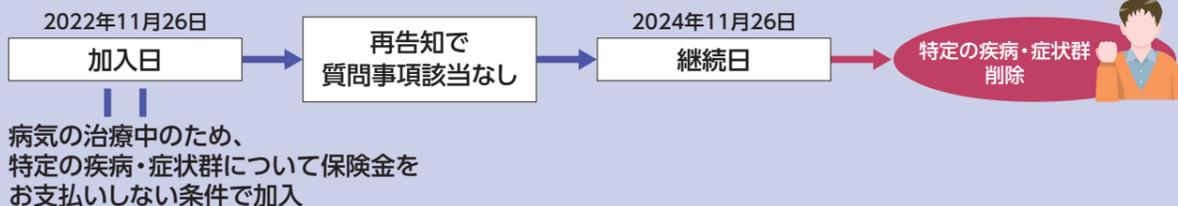
・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。  
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈瘤、脳動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋腫、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、卵巣がん、乳房がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜炎
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
	G0	結核(腎結核を除きます。)
感染・寄生虫症	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかるとる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

## あらためて告知(再告知)をされる方へ

- 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康に関する告知を行うこと(以下「再告知」といいます。)をご検討ください。継続加入時に、再告知を行った結果に応じた条件で継続契約をお引受けすることができます。したがって、特定の疾病・症状群についてお支払対象外の条件で加入している方は、継続時にあらためて健康に関する告知書を取り付けた結果、特定疾病・症状群を削除して継続することができる場合があります。ただし、再告知の結果、継続加入できなくなる場合があることにご注意ください。



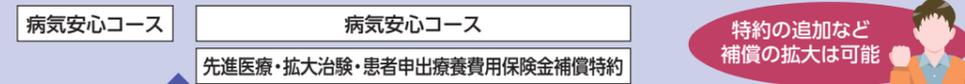
病気の治療中のため、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入

## ご加入にあたっての注意事項

### 保険金額の増額等に伴い告知をされる方へ

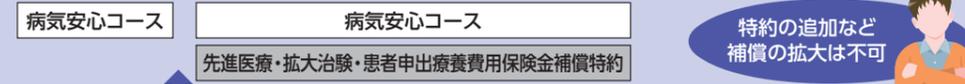
- 保険金額の増額、特約追加等を希望される方は、改めて健康に関する告知を行う必要があります。

<例>現在、病気安心コースに加入している方が、先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約を追加するケース



特約の追加など補償の拡大は可能

- <加入内容変更>
- ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約追加
  - ・健康に関する告知を行なった結果、質問事項が「いいえ」になる



特約の追加など補償の拡大は不可

- <加入内容変更>
- ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約追加
  - ・健康に関する告知を行なった結果、質問事項が「はい」となる

### 団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))、「NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(\*)(\*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。(安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の場合)
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>  
「疾病補償」に新たにお申し込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。  
<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1,2につきご回答ください。  
質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合:お引受けできません。  
質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合:お引受けします。

質問1	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。 ①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問2	*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、②「糖尿病」、③「高血糖症」、④「耐糖能異常」 ⑤「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申し込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。  
質問3の回答が「はい」の場合:「本人介護補償」はお引受けできません。  
質問3の回答が「いいえ」の場合:「本人介護補償」をお引受けします。  
\*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3	*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」「団体長期障害所得補償保険」にお申込みの方は質問1,2にもご回答ください。次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P36の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。
-----	---

- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	--

<ご注意>・「病気安心コース」「がん倍額コース」「NEC長期休業サポート」にご加入または保険金額の増額の場合および「先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約」「抗がん剤治療特約」「介護一時金支払特約」「疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約(病気安心コース、がん倍額コース用)」を新たにセットする場合、健康に関する告知が必要です。

お客さまからよくいただく質問事項を記載しました。

- Q1** 風邪は告知する必要がありますか?

**A1** 病院で診察を受けた場合でも、入院・手術・再検査等をすすめられていない場合は「いいえ」と回答します。現在入院していたり、入院・手術・再検査等をすすめられているものについては、告知いただく必要があります。
- Q2** 発病日の考え方を教えてください。

**A2** 当該疾病の初診日(前医があれば前医の初診日)を発病日とします。ただし、人間ドックや定期健康診断での異常指摘が発端の場合は、その健診診断等の受診日が発病日となります。
- Q3** 10年前に「大腸がん」で治療を受けましたが、その2年後に終診しています。告知をする必要はありますか?

**A3** 告知いただく必要はありません。ただし、治療を受けていなくても、定期的に経過観察の指示を受けている場合はこの質問に該当します。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書質問事項

**親介護一時金専用** この健康状況告知書質問事項は「親介護一時金支払特約」の特約被保険者専用の質問書です。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方<sup>(※1)</sup>(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。<sup>(※2)</sup>また、ご確認方法を選択してください。
- (※1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
- (※2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方<sup>(※1)</sup>を代理して、ご回答いただけます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
- \*病名・症状名が判明しない場合は、病名・症状名が判明するまではお引受けできません。

<b>質問</b>	<p>次のいずれかに該当しますか。</p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。</p> <p>②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。</p> <p>③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P36の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
<b>確認方法</b>	<p>特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。</p> <p>(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。)</p> <p>(選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段</p>

疾病・症状一覧(介護)

<b>脳血管系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等)</li> <li>●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等)</li> <li>●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます)</li> <li>●脳動脈瘤 ●脳動脈奇形</li> </ul>
<b>心臓系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等)</li> <li>●不整脈(心房細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます)</li> <li>●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等)</li> <li>●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤</li> </ul>
<b>呼吸器系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎)</li> <li>●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)</li> </ul>
<b>腎臓系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群</li> <li>●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患</li> </ul>
<b>肝臓系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。</li> </ul>
<b>筋・骨格系の病気等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症</li> </ul>
<b>悪性新生物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り)</li> <li>●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り)</li> <li>●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎</li> <li>●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害<sup>(注)</sup></li> <li>●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<a href="https://www.nanbyou.or.jp">https://www.nanbyou.or.jp</a>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください)</li> <li>(注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</li> </ul>

【重要事項のご説明】

契約概要のご説明 <安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)、NECゴルファー保険(団体総合生活補償保険)>

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書とします)(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)のみ)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 <sup>(※1)</sup>	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 <sup>(※1)</sup> のうち、次のすべてに該当する方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	・保険期間の開始時点で満0才以上満79才以下の方
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約(本人介護)	
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	

日常生活賠償特約	(a)本人 <sup>(※1)</sup> (b)本人 <sup>(※1)</sup> の配偶者 (c)同居の親族(本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者と同居の、本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者と別居の、本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任補償特約	(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 <sup>(※2)</sup> 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り。
救護者費用等補償特約	(a)保険契約者(申込人) (b)救護対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 <sup>(※1)</sup>
親介護一時金支払特約(親介護)	本人 <sup>(※1)</sup> の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方  ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(※1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。  
(※2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

**<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>**  
この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲のうち、始期日時点における年齢が満18才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

**<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>**  
この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ賠償責任保険特約	(a)本人 <sup>(*)1</sup> (b)本人 <sup>(*)1</sup> が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 <sup>(*)2</sup> 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ傷害補償特約	本人 <sup>(*)1</sup> のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

(\*)1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。  
(\*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

**(2) 補償内容**  
保険金をお支払いする場合は本冊子P43~60のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額  
本冊子P43~60をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
本冊子P43~60をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

**(3) セットできる主な特約およびその概要**  
本冊子P43~60をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

**(4) 保険期間**  
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

**(5) 引受条件**  
ご加入いただく保険金額および支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。  
<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>  
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本冊子P22~26の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。  
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照

らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
・ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、本冊子P28記載のとおり年収の一定割合以内で設定してください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本冊子P28および加入申込票等にてご確認ください。  
・この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>  
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本冊子P29の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。  
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。  
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 2. 保険料

保険料は次の項目によって決定されます。  
<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>  
保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等  
<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等  
<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>  
保険金額・保険期間等  
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄および本冊子P22~29にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

本冊子P1をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)を除く。)

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料が解約返れい金として生じる場合に限り返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明 <安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)、NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)のみ)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本電気株式会社が発行する団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務(ご加入時にお申しいただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている

項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ① 他(の)保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報
- (\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

## ご加入にあたっての注意事項(重要事項のご説明)

- ② 被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限り、)
- ③ 被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限り、)
- ④ 被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約、NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)に限り、)

【健康に関する告知について】  
<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))>  
・告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。  
<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。  
・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。  
・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日<sup>(\*)1</sup>からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき<sup>(\*)2</sup>は、保険金をお支払いしません。このお取扱い、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。  
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。  
(\*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))><NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。  
<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

### ■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いたします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)にご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者によるこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。  
(\*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。

■安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AP型))またはNECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者によるこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場

- 合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。
- ① この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて、同意していなかったとき
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
    - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
    - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
  - ④ 他(の)保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(\*)</sup>の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。なお、NECゴルフ保険については傷害補償特約と読み替えます。

■複数のご契約があるお客さまへ  
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約および特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	NECゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)
③	団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
④	団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
⑤	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行物品損害補償特約

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本冊子P1記載の方法により払込みください。本冊子P1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合  
本冊子P43~60をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除  
<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))><NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例  
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例  
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について  
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について  
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について  
引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))><NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))・病気の補償><NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))・ケガの補償>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<上記以外の補償>  
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AP型))およびNECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)については、お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。

特に以下の補償項目については「著しく保険金請求の頻度が高い」この目安を定めた上で、運営させていただきます。

○携行品損害補償(約(K1-K2):2年間で同種の携行品事故(保険金

支払いまたはその請求)が3回以上の場合  
○傷害通院(各基本セット):2年間で事故(保険金支払いまたはその請求)が5回以上、かつ、通算100万円以上の場合

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●この保険は日本電気株式会社(株)が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●自動継続の取扱いについて  
前年のご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

●税法上の取扱い(2024年7月現在)  
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分および長期障害所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となります。特に、安心丸「ケガ安心コース」、NECゴルフ保険の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●補償の重複  
安心丸のオプション特約、NEC長期休業サポート、NECゴルフ保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

●WEB加入状況票が加入者証となります。反映後、内容をご確認ください。



④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合

②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(\*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(\*)保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、本冊子P1記載の方法により払込みください。本冊子P1記載の方法により保険料を払込みただけの場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことができます。(NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)を除く。)

6. 失効について

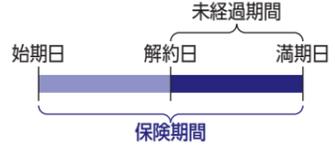
<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))><NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>  
ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>  
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者が保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金が生じる場合に限り、返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなり



・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合はご加入を解除することがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

本冊子P40の<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本冊子P40の[個人情報の取扱いについて]をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))><NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)>

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合、特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))の場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

<安心丸(団体総合生活補償保険(MS & AD型))>

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお受けできない場合があります。

**この保険商品に関するお問い合わせ**

【代理店・扱者】 NECファシリティーズ株式会社  
※連絡先は本冊子(裏表紙)にてご確認ください。

**三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせ**

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料) 回線料無料  
「チャットサポート」などの各種サービス はこちらからアクセスできます。

**万一、事故が起こったり、ケガをされたり、病気になられた場合は**  
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間 365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

**指定紛争解決機関 注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808  
・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]  
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。  
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

## 1 事故等が起こった場合の手続

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>  
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <保険金支払いの履行期>  
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(※1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(※2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(※3)</sup>
- (※1) 保険金請求に必要な書類は、〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>  
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書【団体長期障害所得補償保険の場合】
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)【団体長期障害所得補償保険の場合】

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- <示談交渉サービス> \*安心丸「日常生活賠償特約」、NECゴルフ保険「ゴルフ賠償責任保険特約」  
日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- <示談交渉を行うことができない主な場合> \*安心丸「日常生活賠償特約」、NECゴルフ保険「ゴルフ賠償責任保険特約」  
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合  
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合  
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合  
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 安心丸「受託物賠償責任補償特約」では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いませんが、賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- <代理請求人について>  
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**  
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(※)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」  
(※)法律上の配偶者に限ります。
- 携行品損害保険金、受託物賠償責任保険金、ゴルフ用品保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数(団体長期障害所得補償保険の場合は就業障害である期間)の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

## 2 保険金請求手続きのアドバイスと連絡先

<p><b>連絡先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すみやかに事故の連絡をしてください</li> <li>●NECファシリティーズの専門スタッフが対応します</li> </ul> <p><b>NECファシリティーズ 保険金請求担当</b></p> <p><b>ナビダイヤル 0570-200666</b></p> <p><b>三井住友海上事故受付センター</b></p> <p><b>フリーダイヤル 0120-258-189(無料)</b> 事故はいち早く</p>	<p><b>保険金請求WEB</b></p> <p>WEBからも事故のご連絡・ご請求ができます。24時間365日ご利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事故の連絡から保険金請求まで完結できます。※利用条件あり</li> <li>●必要書類を写真やPDFなどでアップロードします。</li> </ul> <p>診断書(ケガ・病气)や見積書・写真(携行品)など請求内容によって必要書類は変わります。</p> <p>下記URLもしくは右記の二次元コードからお手続きください。</p> <p><a href="https://www.necf.jp/ins/asjiko/">https://www.necf.jp/ins/asjiko/</a></p> <p>対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。</p> 
--	---

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、本冊子裏表紙記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを本冊子・重要事項のご説明でご確認ください。  
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。  
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)  
保険金額(ご契約金額)  
保険期間(保険のご契約期間)  
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。  
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。  
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?  
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。  
\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?  
\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆【NEC長期休業サポート【団体長期障害所得補償保険】をお申込みの場合のみ】ご確認ください。  
支払基礎所得額(ご契約金額)は、以下となるような口数でお申込みされていますか?  
①長期補償プラン:年収÷12か月の60%以内  
②短期補償プラン:年収÷12か月の10%以内  
③ボーナス補償プラン:年収÷12か月の30%以内
- ◆【健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ】ご確認ください。  
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

安心丸 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

※印を付した用語については、P59～60の「※印の用語のご説明」をご覧ください。  
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金 (特定感染症危険後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金) 補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病氣*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (A, A2, A4, A6, AX, B, B2, B4, B6, BX, C, C2, C4, C6, CXセッには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) (注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金 (特定感染症危険後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金) 補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (1,095日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セッ	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間* (1,095日) 中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日) が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (90日) に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P43の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じです。)
傷害長期入院時保険金 ★傷害長期入院時保険金補償 (90日ごと) 特約	「傷害入院」の状態が90日以上となった場合 (注) TA・TAセッは特定感染症*による入院*の状態も補償対象となります。	傷害長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の事故に基づく傷害入院の日数* (注*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (*) 傷害入院保険金の支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の日は含みません。	
疾病保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セッ 欄外(☆)参照	保険期間の開始後* (注*) に発病*した病氣*のため、保険期間中に入院*された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病氣を補償する加入セッに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間* (1,095日) が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病氣*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病氣* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病氣* ●精神障害* (注*) およびそれによる病氣* ●戦争、その他の変乱*、暴動による病氣* (テロ行為による病氣は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病氣* (注*) ●妊娠または出産 (「療養の給付」等* (注*) の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病氣* (注*) (加入申込票兼健康状況告知書等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時* (注*) より前に発病*した病氣* (注*) については保険金をお支払いしません。 ただし、病氣を補償する加入セッに継続加入された場合で、病氣を発病した時が、その病氣による入院*を開始された日* (注*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。(特定精神障害補償特約 (自動的) にセッされます。) (注) セッ後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セッ ☆特定精神障害補償特約セッ 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間* (1,095日) 中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後* (注*) に発病*した病氣*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病氣を補償する加入セッに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>疾病保険金</b> 疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のために疾病入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (1,095日)中に放射線治療 <sup>*</sup> を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (* ) 病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 <sup>*</sup> について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 20 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(前ページからの続きです。) (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。 (*5) 病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
<b>疾病通院保険金</b> ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のため、通院 <sup>*</sup> された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注) 疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 <sup>*</sup> について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。 )によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	P44~45の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入セット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
<b>疾病長期入院時保険金</b> ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと)特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の疾病入院 <sup>*</sup> における疾病入院の日数 <sup>(*)</sup> が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (* ) 疾病入院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日を含みません。	P44~45の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入セット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
<b>特定感染症による後遺障害保険金</b> ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 (A, A2, A4, A6, AX, AJ, A2J)セット	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>*</sup> が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症 <sup>*</sup> による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病 <sup>*</sup> の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>*</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>*</sup> の診断に基づき後遺障害 <sup>*</sup> の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 <sup>*</sup> の発病 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症 <sup>*</sup> の発病 ● 戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による特定感染症 <sup>*</sup> の発病(テロ行為による特定感染症 <sup>*</sup> の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症 <sup>*</sup> の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症 <sup>*</sup> の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ <sup>*</sup> による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症 <sup>*</sup> の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>特定感染症による入院保険金</b> ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 (A, A2, A4, A6, AX, AJ, A2J)セット	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ① 入院 <sup>*</sup> した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> した日からその日を含めて特定感染症による傷害入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症 <sup>*</sup> の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P45の特定感染症による後遺障害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じです。) など
<b>特定感染症による通院保険金</b> ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 (A, A2, A4, A6, AX, AJ, A2J)セット	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> し、その特定感染症のため通院 <sup>*</sup> された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。) (注) 傷害入院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症 <sup>*</sup> の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (90日)に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	P44~45の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。) のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ● がん診断時が、この保険契約の始期日 <sup>(*)</sup> より前の場合 ● 既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (* ) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
<b>がん診断保険金</b> ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師 <sup>*</sup> によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物) <sup>*</sup> に罹患したことが診断され、治療 <sup>*</sup> を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります。) (注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償する加入セット(悪性新生物) <sup>(*)</sup> を発病 <sup>*</sup> した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん(悪性新生物) <sup>(*)</sup> を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物) <sup>(*)</sup> を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (* ) がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りです。 (注2) 被保険者が医師 <sup>*</sup> から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 )が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	P44~45の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。) のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ● がん診断時が、この保険契約の始期日 <sup>(*)</sup> より前の場合 ● 既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (* ) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合												
<b>抗がん剤治療保険金</b> ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット	保険期間の開始後 <sup>(※1)</sup> に発病 <sup>※</sup> したがん(悪性新生物) <sup>※</sup> の治療 <sup>※</sup> のため、保険期間中に抗がん剤 <sup>(※2)</sup> 治療を開始した場合 (注1)同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)先進医療に該当するもの、治療薬剤による治療は補償の対象になりません。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】この特約をセットした加入セットに継続加入の場合、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん(悪性新生物)を発病した時がこの保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (※1)抗がん剤治療を補償する加入セットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (※2)投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額 × 下表の倍率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)<sup>(※)</sup></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> (注) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (※) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を抑制するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(※)</sup>	1	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん(悪性新生物) <sup>※</sup> ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん(悪性新生物) ●戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動によるがん(悪性新生物)は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。 <sup>(※1)</sup> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(悪性新生物) <sup>(※1)</sup> など (注) 保険期間の開始時 <sup>(※2)</sup> より前に発病 <sup>※</sup> したがん(悪性新生物)(転移したがん <sup>(※3)</sup> を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率														
L01. 抗悪性腫瘍薬	2														
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(※)</sup>	1														
L03. 免疫賦活薬	2														
L04. 免疫抑制剤	2														
V10. 治療用放射性医薬品	2														
<b>先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金</b> ★先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ <sup>※</sup> または病気 <sup>※</sup> の治療 <sup>※</sup> のため、保険期間中に日本国内において先進医療 <sup>(※1)</sup> 、拡大治療 <sup>(※2)</sup> または患者申出療養 <sup>(※3)</sup> を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 <sup>(※4)</sup> を発病した時がこの保険期間の開始日より前であるときは、先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気 <sup>(※4)</sup> を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 <sup>(※4)</sup> を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (次ページに続きます。)	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療、拡大治療または患者申出療養に要する費用(基礎的療養部分)に対し給付される保険外併用療養費 <sup>(※)</sup> を除きます。 イ. 先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。 ウ. 先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)これに相当する家族療養費を含みます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じて、先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	【ケガの治療のため、先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた場合】 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>※</sup> または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気 <sup>※</sup> または心喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 <sup>※</sup> 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(A,A2,A4,A6,AX,B,B2,B4,B6,BX,C,C2,C4,C6,CXセットに加入される場合は天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群 <sup>※</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの <sup>※</sup> ●入浴中の溺水 <sup>※</sup> (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん) <sup>※</sup> によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具 <sup>※</sup> を用いて競技等 <sup>※</sup> をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。												

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金</b> ★先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	(前ページからの続きです。) (※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。 (※2)「拡大治療」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治療に係る診療のうち、人道的見地から実施される治療 <sup>(※5)</sup> をいいます。 (※3)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (※4)先進医療、拡大治療または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 <sup>※</sup> を含みます。 (※5)「人道的見地から実施される治療」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治療をいいます。 (注) 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治療または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治療または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治療または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	(前ページからの続きです。) (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(前ページからの続きです。) 【病気の治療のため、先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた場合】 P44~45の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時 <sup>(※5)</sup> より前に被ったケガまたは発病 <sup>※</sup> した病気 <sup>(※4)</sup> については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療 <sup>(※6)</sup> 、拡大治療 <sup>(※7)</sup> または患者申出療養 <sup>(※8)</sup> に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 <sup>(※4)</sup> を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>※</sup> を含みます。 (※5)先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。 (※7)「拡大治療」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治療に係る診療のうち、人道的見地から実施される治療 <sup>(※9)</sup> をいいます。 (※8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (※9)「人道的見地から実施される治療」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治療をいいます。
<b>介護一時金(本人介護)</b> ★介護一時金支払特約 ☆介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)セット	保険期間中に、被保険者 <sup>(※)</sup> が要介護状態(要介護2以上の状態) <sup>※</sup> となり、180日を超えて継続した場合 (※)この特約の被保険者として加入申込票兼健康状況告知書等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険期間のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>※</sup> 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 <sup>※</sup> を目的として医師 <sup>※</sup> がこれらのものをを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による要介護状態 ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群 <sup>※</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの <sup>※</sup> ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入申込票兼健康状況告知書に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>※</sup> を含みます。)による要介護状態 など (注) 保険期間の開始時 <sup>(※1)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由 <sup>(※2)</sup> が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 <sup>(※2)</sup> が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 <sup>※</sup> を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>親介護一時金</b> <b>親介護</b> ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、特約被保険者 <sup>(*)</sup> が要介護状態(要介護2以上の状態) <sup>(*)</sup> となり、180日を超えて継続した場合 <sup>(*)</sup> 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入申込票兼健康状況告知書等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP41の<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 <sup>(*)</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>(*)</sup> 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 <sup>(*)</sup> を目的として医師 <sup>(*)</sup> がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頭(けい)部症候群 <sup>(*)</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの <sup>(*)</sup> など (注) 保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度 <sup>(*)</sup> を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
<b>日常生活賠償保険金</b> ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイの偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 <sup>(*)</sup> を運行不能 <sup>(*)</sup> にさせ、法律上の損害賠償責任を負わされた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅 <sup>(*)</sup> の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものを含みます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 <sup>(*)</sup> 、同居の親族および別居の未婚 <sup>(*)</sup> の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として扱います。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 <sup>(*)</sup> (0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 <sup>(*)</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>(*)</sup> または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもつばら人力であるものを除きます。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族 <sup>(*)</sup> に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>携行品損害保険金</b> ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の追加に関する特約セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 <sup>(*)</sup> に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 <sup>(*)</sup> をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 - 免責金額 <sup>(*)</sup> (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 <sup>(*)</sup> によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)を含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 <sup>(*)</sup> の故意による損害 ●自動車等 <sup>(*)</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>(*)</sup> または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 (注) 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
<b>各種費用補償特約</b> 受託物賠償責任保険金 ☆受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物 <sup>(*)</sup> を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 <sup>(*)</sup> ・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負わされた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 <sup>(*)</sup> 、同居の親族および別居の未婚 <sup>(*)</sup> の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として扱います。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 <sup>(*)</sup> + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 <sup>(*)</sup> (1回の事故につき5,000円) (*1) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 <sup>(*)</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>(*)</sup> または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもつばら人力であるものを除きます。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族 <sup>(*)</sup> に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など

ご加入にあたっての注意事項

ご加入にあたっての注意事項

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
各種費用補償特約 ★救済者費用等保険金 ★救済者費用等補償特約	<p>救済対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*が費用を負担された場合</p> <p>① 保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合</p> <p>② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③ 保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合</p> <p>(*)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族*をいいます。</p>	<p>救済者費用等の額</p> <p>被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <p>ア. 遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救済者*の現地*までの1往復分の交通費(救済者2名分まで)<sup>(*)2</sup></p> <p>ウ. 救済者の現地*および現地*までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで)<sup>(*)2</sup></p> <p>エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救済対象者を現地*から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地*において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。</p> <p>(*)1 事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。</p> <p>(*)2 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含まれません。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>● 保険契約者、被保険者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中の事故により発生した費用 ● 脳疾患、病気*または心身喪失により発生した費用 ● 妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ● 戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>● 入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ*によって発生した場合は除きます。)</p> <p>● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など</p>
キャンセル費用保険金 ★キャンセル費用補償特約	<p>被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族*の死亡、ケガ*または病気*による入院*によって、被保険者が特定のサービス*を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用*を負担された場合</p> <p>(*)「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。</p> <p>ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス</p> <p>イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス</p> <p>ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送</p> <p>エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス</p> <p>オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供</p> <p>カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行</p>	<p>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用*の額</p> <p>免責金額* (1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)</p> <p>(注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>● 提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ● 予約日・提供日が確認できない場合 ● サービスが職務遂行に関するものである場合 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等*の使用による損害 ● 被保険者の自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中の事故による損害 ● 妊娠、出産、早産または流産による入院* ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 原因がいかなくなるまで、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>● 提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ● 予約日・提供日が確認できない場合 ● サービスが職務遂行に関するものである場合 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等*の使用による損害 ● 被保険者の自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用している運転中の事故による損害 ● 妊娠、出産、早産または流産による入院* ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 原因がいかなくなるまで、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</p> <p>(注) 被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族*の死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病気*が保険期間の開始日より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用*を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病*の認定は、医師*の診断によります。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルパトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>ア. 同伴競技者*</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入場する造園業者・工事業者 など</p> <p>(注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することを行います。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。</p> <p>② 達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、</li> <li>● 1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)、プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、</li> <li>● その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書*により証明できるものに限りします。</li> </ul> <p>(*)1 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*)2 「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 同伴競技者</li> <li>(b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です)</li> <li>(c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</li> </ul> <p>(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用<sup>(*)1</sup></p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ*に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護<sup>(*)2</sup>またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(*)1 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(*)2 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。))ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>● 日本国外で達成したホールインワン*またはアルパトロス*</p> <p>● ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>● ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気\*を補償する加入セット<sup>(※1)</sup>に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院<sup>(※2)</sup>の原因となった病気<sup>(※3)</sup>を発病\*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気<sup>(※3)</sup>を発病した時が、その病気による入院<sup>(※2)</sup>を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※3) 疾病入院<sup>(※2)</sup>の原因となった病気と医学上因果関係がある病気\*を含みます。

補償対象外となる運動等 / 補償対象外となる職業 / 補償対象外となる主な「携行品」 / 補償対象外となる主な「受託物」	
<p><b>●補償対象外となる運動等</b> 山岳登山<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup>操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	<p><b>●補償対象外となる主な「携行品」</b> 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p>
<p><b>●補償対象外となる職業</b> オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイ)を含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>	<p><b>●補償対象外となる主な「受託物」</b> 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌー)を含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、左記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為は支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(A,A2,A4,A6,AX,B,B2,B4,B6,BX,C,C2,C4,C6,CXセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・傷害長期入院時保険金 ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金 (いずれも天災危険補償特約がセットされているコースにご加入の場合に限りです。)
がん2倍支払特約(C,C2,C4,C6,CX,CJ,C2Jセット)	被保険者の病気*が特約記載のがん(悪性新生物)*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病長期入院時保険金(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りです。)
保険金の請求に関する特約(C,C2,C4,C6,CX,CJ,C2J,M1セット)	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注) 被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・がん(悪性新生物)*
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(B,B2,B4,B6,BX,BJ,B2J,C,C2,C4,C6,CX,CJ,C2Jセット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×10、疾病放射線治療保険金については、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。
傷害手術保険金支払倍率変更特約(A,A2,A4,A6,AX,AJ,A2J,B,B2,B4,B6,BX,BJ,B2J,C,C2,C4,C6,CX,CJ,C2Jセット)	傷害手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[傷害入院保険金日額]×20、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を、[傷害入院保険金日額]×10に変更します。

NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)

\*印を付した用語については、P59~60の「\*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ\*印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容	
<p>(ご注意) 被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)*により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の可否をご判断のうえ、加入してください。 (*) 複数あるご契約のうち、これらの補償1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。</p>	
<p>1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。</p> <p>2. 被保険者は協定書に規定された方となります。</p> <p>3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。</p>	
保険金の種類	保険金をお支払いする場合
団体長期障害所得補償保険金	<p>身体障害*により、就業障害*となった場合 *免責期間: ① 長期補償プラン…日本電気健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当金の給付期間(加入者ごとにより異なります) ② 短期補償プラン…589日 ③ ボーナス補償プラン…180日</p>
	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額* × 所得喪失率* × 約定給付率*(100%)</p> <p>① 支払基礎所得額 ① 長期補償プラン…年収÷12か月の60%以内で加入時に設定した金額 ② 短期補償プラン…年収÷12か月の10%以内で加入時に設定した金額 ③ ボーナス補償プラン…年収÷12か月の30%以内で加入時に設定した金額 ② 被保険者の方がお亡くなりになられた後は、ケガや病気が治癒し所得喪失率が20%以下となった後は保険金をお支払いしません。 (注1) お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(700,000円)を限度とします。 (注2) 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3) 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4) てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5) 同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	
<p>(1) 新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害<sup>(※1)</sup> ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害<sup>(※2)</sup> ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害<sup>(※3)</sup> ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害<sup>(※4)</sup> ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的所見のない感染による就業障害<sup>(※5)</sup> など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気<sup>(※6)</sup>等(加入者証等に記載されます。)*による就業障害*に対しては、保険金をお支払いできません。</p>	
<p>(*) テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (*) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*) 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目<sup>(※7)</sup>中の次の分類番号に該当する精神障害(統合(次ページに続きます。))</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		(前ページの続きです。) ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページの続きです。) 失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (*5) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖をいいます。 (*6) その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 (*7) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

## NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)

\*印を付した用語については、P59～60の「\*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ\*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ賠償責任保険金 ★ゴルフ賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 <sup>(*)</sup> が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)*が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(前ページからの続きです。) 他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎*など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス*等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>ゴルフ用品 保険金</b> ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)[「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族*の故意による損害</li> <li>● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> など
<b>ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金</b> ★ホールインワン・ アルバトロス費用補 償特約(団体 総合生活補 償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など (注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ② 達成証明資料 <sup>(*)</sup> によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 (次ページに続きます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 <sup>(*)</sup> イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 <sup>(*)</sup> またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</li> <li>● ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>● ゴルフ場の使用人<sup>(*)</sup>が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> </ul> など (*)[「ゴルフ場の使用人」]には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金</b> ★ホールインワン・ アルバトロス費用補 償特約(団体 総合生活補 償保険用)	(前ページからの続きです。) ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 <sup>(*)</sup> により証明できるものに限り、 (*1) [「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2) [「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」]には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。		

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

安心丸(団体総合生活補償保険(MS&AD型))/NEC長期休業サポート(団体長期障害所得補償保険)/NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)
【※印の用語のご説明】(五十音順)

- 「アルバイトロス」とは、ホールインワン\*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気\*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。
●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

Table with 2 columns: 特約名称, 特約固有の「医師」の範囲. Rows include 救援者費用等補償特約, 介護一時金支払特約, 介護一時金支払特約.

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日\*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気\* (これと医学上因果関係がある病気\*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
●「回復所得額」とは、免責期間\*開始以降に業務に復帰して得た所得\*の額をいいます。
●「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
●「キャンセル費用」とは、サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りません。
●「救援者」とは、救援対象者\*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族\* (これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
●「競技等」とは、競技、競争、興行\* (または試運転)をいいます。
●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
●「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態で、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付

- けるに足りる医学的他覚所見のないもの\*を除きます。
●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。
●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場\*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。
●「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
●「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、ご加入者ごとに以下のとおりに設定していただきます。
●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

Table: 適用される保険金の名称. Items: 傷害入院保険金, 傷害通院保険金, 疾病入院保険金, 疾病通院保険金.

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
●「就業障害」とは、被保険者が身体障害\*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。
●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
●「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態で、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付

(次ページに続きます。)

(前ページからの続きです。)

- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害\*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。
●「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。
●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者\*および3親等内の姻族をいいます。
●「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。
●「先進医療」とは、手術\*または放射線治療\*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、先導医療\*の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
●「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療\*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。
●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間\*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバイトロス\*を達成したゴルフ場\*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバイトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバイトロス\*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
●「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
●「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。
●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 「発病」とは、医師\*が診断\*した発病をいいます。
●「病気」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。
●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害\*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。
●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害\*が継続する期間をいいます。
●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。
●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。
●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

平均月間所得額 = (年間収入額\*1) - (働けなくなったことにより支出を免れる金額\*2) / 12(か月)

- 「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
●「公的介護保険制度」の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
●「公的介護保険制度」の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
●「公的介護保険制度」の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

代理店・扱者:NECファシリティアーズ株式会社
住所:〒105-0014 東京都港区芝2-22-12 NEC第二別館
電話:0570-200666(ナビダイヤル)

引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社
住所:〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
電話:03-3259-6667

## 団体扱自動車保険

# NEC グループオリジナル自動車保険

NEC Group ORIGINAL!

福利厚生！  
社員割引！  
安心フルサポート！

NECグループオリジナル自動車保険

NECグループ  
大口団体割引  
**30%\***

契約台数  
約**50,000**台  
以上！\*

ご家族も！  
さらに  
ご退職後も！

保険料の  
お支払いは便利な  
**給与控除**  
(ご退職後は口座振替)

大手損保の充実した補償を、福利厚生制度のメリットを活かしリーズナブルな価格で提供する自動車保険

豊富な知識を持つNECファシリティーズのプロが皆さまのカーライフをしっかりとサポートします！

安心・安全なドライブをお楽しみいただくためにオリジナル自動車保険で万全を期しませんか



団体割引で保険料どのくらい安くなるか、知りたくない？  
7つの質問でお答えします!!

自分でかんたんお見積もり!

NECグループ団体扱自動車保険

かんたん! 1分シミュレーション

キャンペーン  
実施中



※NECグループの団体扱割引率30.0%は2024年3月1日～2025年2月28日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等によって毎年見直されます。  
※ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので必要に応じて代理店NECファシリティーズにご請求いただき、ご不明な点については代理店までお問い合わせください。  
※団体扱のご契約者は、NECグループ従業員およびご退職の方に限ります。なお、記名被保険者および車両所有者は、ご契約者の配偶者・ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族や別居の扶養親族の方とすることもできます。  
※退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、残りの保険料を一括してお支払いいただく場合があります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店までご連絡ください。

## 団体扱火災保険

火災保険は  
火事だけじゃない



団体扱  
火災保険

NECグループ  
大口団体割引  
**10%\***

保険料の  
お支払いは便利な  
**給与控除**  
(ご退職後は口座振替)

火災保険は台風や竜巻、洪水などの自然災害から、盗難や破損まで、幅広いリスクを守ってくれます。

さらに、近ごろは自然災害が増加傾向にあり、火災保険の必要性がますます高まっています。  
「たとえば、昔に契約した保険、大丈夫かな?」  
と不安になったそこのあなた、要チェックです!

この機会に、火災保険の補償内容を確認し、必要に応じて見直しをしてみましょう。  
安心・安全な生活を守るために、火災保険はマストアイテム!

※大口団体割引は、2024年3月1日～2025年2月28日までの間に保険始期日があるご契約に適用されます。  
(ただし、地震保険には適用されません。なお、大口団体割引は、団体全体のお引き受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。  
※2025年3月1日以降にお申込みされる場合は、NECファシリティーズにご確認ください。

## NECファシリティーズの住宅関連サービスのご案内

NECファシリティーズでは、NECグループ社員向けに住宅サービスも提供しています。  
当社の宅地建物取引士が、皆様の快適な住まいをサポートします!  
住宅関連のことなら、まずはお気軽にご相談下さい。

NECファシリティーズを通じて成約すると



新築分譲

5000万円の  
住宅を購入

**50万円  
おトク!**

(1%割引の場合)



注文住宅

2000万円の  
住宅を建築

**80万円  
おトク!**

(4%割引の場合)



売買仲介

4000万円の  
中古を購入

**12.6万円  
おトク!**

(仲介手数料10%割引の場合)



賃貸物件

家賃8万円の  
住宅を賃貸

**2.4万円  
おトク!**

(仲介手数料30%割引の場合)

※詳細は以下のハウジングホームページをご覧ください。

詳しくはHPへ

<https://www.necf.jp/housing/index.html>  
ID : estate PW : nefnef





お問い合わせは

### 自由グループ保険

住友生命保険相互会社 法人サービス室

TEL. 0120-357224 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

安心丸

NECゴルファー保険

NEC長期休業サポート

団体扱自動車保険

団体扱火災保険

## NECファシリティーズ全国お問い合わせ先一覧

### NECファシリティーズ株式会社 個人営業部

〒105-0014 東京都港区芝2-22-12 NEC第二別館

ナビダイヤル 0570-200666

北海道エリア Tel. 011-231-0190

山形エリア Tel. 023-615-1481

東北エリア Tel. 022-223-5712

中部エリア Tel. 052-857-1512

関西エリア Tel. 06-6945-3681

中四国エリア Tel. 082-512-1385

九州エリア Tel. 096-285-9885

## 保険金請求手続きのお問い合わせ先

NECファシリティーズ 保険金請求担当

ナビダイヤル 0570-200666

三井住友海上事故受付センター

フリーダイヤル 0120-258-189(無料)

事故はいち早く

保険金請求  
WEB

WEBからも事故のご連絡・ご請求ができます。24時間365日ご利用できます。

- 事故の連絡から保険金請求まで完結できます。※利用条件あり
- 必要書類を写真やPDFなどでアップロードします。  
診断書(ケガ・病気)や見積書・写真(携行品)など請求内容によって  
必要書類は変わります。

下記URLもしくは右記の二次元コードからお手続きください。

<https://www.necf.jp/ins/asjiko/>

対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



## 住宅サービスのご案内

当社ではお住まいに関するご相談(売買・賃貸・建築・リフォーム)も承っております。

詳しくはハウジングHPをご確認ください。(https://www.necf.jp/housing/index.html) ID:estate PW:nefnf

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL. 03-3259-6667